

専決処分につき承認を求めることについて（損害賠償請求事件に係る控訴の提起）

1 除雪作業中大型車脱輪事件の概要

発生場所：国道303号 高島市今津町保坂地先

発生日時：平成23年1月27日 午後2時45分頃

2 京都地裁判決（平成24年10月24日）の概要

- ・道路管理者は、道路と側溝との識別が困難になることを予測できた。
- ・適切な注意喚起がなされるべき。
- ・休車損害を除く、67万5909円及び年5分の遅延損害金を支払え。

3 控訴の提起について

①被控訴人となるべき者

②控訴の要旨

原審判決は不服であるから、原審判決を破棄し、相当の裁判を求めて控訴を提起。

③控訴の年月日

平成24年11月1日

4 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

- ・控訴の提起は、議会の議決が必要。
- ・控訴期限が2週間以内で、平成24年11月7日がその提出期限となるが、定例会は11月29日まで開催されないため、地方自治法第179条1項に基づき、知事の専決処分により、控訴を提起。

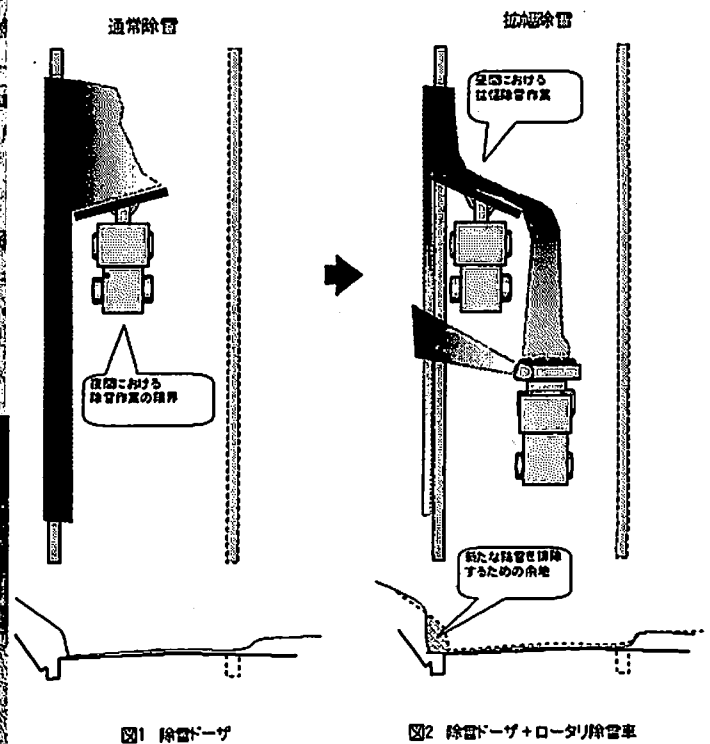
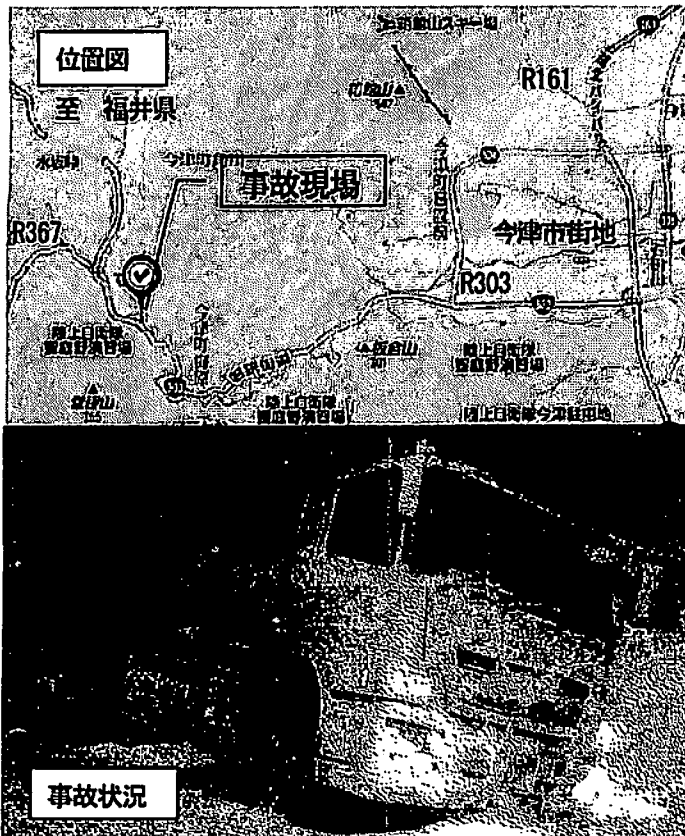


図1 除雪ドーザ

図2 除雪ドーザ+ロータリ除雪車

除雪イメージ図